

会長選任内規

2012年6月6日制定

2013年5月22日改定

2016年3月25日改定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の学術集会運営細則第5条の規定に基づき、年次学術集会会長、支部学術集会会長の選任に関し必要な事項を定める。

(選任時期)

第2条 年次学術集会会長、支部学術集会会長の選任は、開催する事業年度の3年前の11月に開催される理事会までに行わなければならない。

(選任方法等)

第3条 年次学術集会会長は、事業年度毎に1名を、会長選考委員会により選出された会長候補者の中から、次の各号の手順で理事会において理事の投票で選任する。

- (1) この投票による1位のものとする。
- (2) 投票数が同じ1位の者が複数ある場合は、それらの者を対象として再投票により決定する。
- 2 支部学術集会会長は、支部運営委員会で決定し、学術委員会に答申後、理事会の承認を得て選任する。

(会長選考委員会)

第4条 理事会は理事の中から会長選考委員会を次の各号の手順で決定する。

- (1) 会長選考委員は、理事会で5名連記の投票により選出し、投票の結果、得票数の多い順より5名を選任する。
- (2) 該当者が5名以上となる場合は、理事会の協議により決定する。
- (3) 会長選考委員に欠員が生じたときは、次点者をもって補充する。
- 2 会長選考委員会は、立候補、推薦を受け付け、原則として3名以上の会長候補者を理事会に提出する。

(会長候補者資格)

第5条 年次学術集会会長候補者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 代議員又は代議員就任予定者であること
- (2) 会長に就任した経歴がないこと
- (3) 開催年度の3月31日に65歳以下であること
- 2 会長候補者は、理事による投票の際、所信表明を理事会に提出する。

(内規の変更)

第6条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2012年6月6日から施行する。